

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成22年10月4日厚生労働省告示第362号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準に収載希望のあった抗インフルエンザ薬1成分1品目を薬価基準の別表に第13部追補（9）として収載したものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平22. 10. 4 第5409号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平22. 10. 4 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（参 考）

1. 薬価基準収載品目 新医薬品（平成22年10月収載）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部
を改正する件（厚生労働三六二）

○厚生労働省告示第三百六十二号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬
価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十月四日
別表に第13部として次のように加える。
厚生労働大臣 細川 律夫

品名	追用	補	(9)	規格	単位	薬価 円
(い) イナビル吸入粉末剤20mg	第13部 外				20mg 1キット	2,080.50



事務連絡
平成22年10月4日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第362号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- 2 1により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,834	4,109	2,789	36	15,768

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	イナビル吸入粉末剤20mg	ラニナミビルオクタ酸エステル水和物	20mg 1 キット	2,080.50

(参 考)

薬価基準収載品目 新医薬品 (平成22年10月収載)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 外625	イナビル吸入粉末剤 20mg (第一三共)	20mg 1キット	ラニナミビルオクタン酸エステル水和物	成人：ラニナミビルオクタン酸エステルとして40mgを単回吸入投与する。 小児：10歳未満の場合、ラニナミビルオクタン酸エステルとして20mgを単回吸入投与する。 10歳以上の場合、ラニナミビルオクタン酸エステルとして40mgを単回吸入投与する。
(効能・効果) A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療				